

東京帝國大學經濟學會 經濟叢論

第十四卷 第五號

昭和十年十一月一日發行

論叢

中小商工業者稅負擔の問題……………法學博士 神戸正雄
利子生産力說について……………文學博士 高田保馬

時論

我が國に於ける地震保險……………經濟學博士 小島昌太郎
商店法案について……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

中立貨幣の理論……………經濟學士 一谷藤一郎
日本に於ける金爲替本位制の濫觴……………經濟學士 松岡孝兒
萬民經濟學と國民經濟學……………經濟學士 白杉庄一郎

說苑

モールトンの運輸統制論……………法學士 吉川貫二
所得稅に關する若干の問題……………經濟學士 柏井象雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

萬民經濟學と國民經濟學 (下)

——リストの國民經濟學について——

白杉庄一郎

五

既に述べた如くリストの國民經濟學は歴史的立場に成立する。そこに我々は彼の國民經濟學の方法論的反省の手がかりを與へられると同時に、その歴史學派的傾向を見る。彼は屢々「歴史の教示 die Lehren der Geschichte」を云々するのであるが、それは歴史研究の成果と考へらるべきであらう。之に並べて彼は「事物の性質 Natur der Dinge」を説くが、それは恐らくは哲學上理論的研究の成果であらう。「事物の論理並に性質の法則」、「自然法則」、或は「標準的」といふのも同じ思想にして、共に事物を理想化することによつて究明されたその本質を意味する。従つてそれは體系的な若しくは發展的な典型と解さるべきであらう。⁴³⁾更に彼は實踐の立場即ち「國民の要求」を並べる。そして眞の國民經濟學はこの三の上に基礎づけられるのであつて、かゝる體系に於て初めて理論と實踐との統一が與へられるとする。⁴⁴⁾こゝで問題の中心に來るのは「歴史の教示」とりわけそれと「事物の性質」との関係である。蓋し彼自身述べてゐる如く、適當なる理論なくして

43) リストの國民經濟の發展段階もこの發展的典型と解さるべきであらう。従つて總ての國民がそれを経過しないと云つて批難さるべきものではない。

44) a. a. O. S. II-12. そこでリストは彼がアメリカに渡り、彼地の事情を見るに及んで初めてかゝる體系が不完全ながら形作られたと述べてゐる。

は首尾一貫せる實踐に到達され得ず、又彼の國民經濟學は理論を含むことによつて單なる政策から區別され、⁴⁵⁾而も單なる理論に對して彼が特に主張するのは適當なる體系は是非とも適當なる歴史の基礎をもたねばならぬ、⁴⁶⁾からである。「歴史の教示」と共に「事物の性質」の尊重すべきを彼は『國民的體系』の所々に述べて居り、⁴⁷⁾而も理論は「事物の性質」を究明するを目的とするとすれば、何故理論の側に立つ萬民經濟學は、歴史を閑却したといふ事以外に、リストが屢々述べてゐる如く、「事物の性質」を無視したと批難されるのか。曰く、具體的な人間社會・即ち「國民體の性質」*Natur der Nationalität*」の無視。「科學は國民事情の性質を、萬民的諸目的を實現するために、否定し或は看過し或はごまかしてはならぬ。これらの目的は、人が事物の性質に従ひ事物の性質に則つて諸國民をより高き目標に向はしめることによつてのみ、到達され得る。……理論は事物の性質に矛盾する限り、今迄何ら決定的な改革を惹起しなかつたし、今後もしないであらう。然しそれが事物の性質に基づけられるや否やそれは大改革を惹起し得るし、又しなければならぬ。⁴⁸⁾」然らば「事物の性質」と「歴史の教示」とは如何なる關係にあるか。或る者はリストがこの二を混同したといふ。⁴⁹⁾然し我々は、歴史は理論を含むとする彼の立場から當然に「歴史の教示」は「事物の性質」を含むといふ事を推論する。兩者は包攝の關係に在ると理解さるべきであつて、宥和し難き單なる並立關係にあると解さるべきではない。かう解する限り、リストが矛盾に陥つてゐるとは考へられぬ。問題はむしろ、歴史は理論を、「歴史の教示」は「事物の性質」を含むが故に、歴史

45) a. a. O. S. 20. そこでリストは例へば英國の政治家は數世紀の間理論なくして實踐して來た。然しそれは「工業品を賣り原料を買ふ」といふ格言が理論の代りをしたと述べてゐる。

46) a. a. O. S. 46.

47) それを彼が如何に重んじたかは同書の序文に次の如く書いてゐる所からも明かである。即ち彼はその著者を『政治經濟學の自然的體系 (Das natürl-

から理論が、「歴史の教示」から「事物の性質」が抽出されるといふ事だけを認めて、その逆の關係を認めなかつた點に在る。即ちリストは彼の體系を展開するに當つて、先づ第一に歴史にその教示を溫ね、それから基礎原理を導き出し、その發展に従つて諸學派を吟味し、最後に彼の傾向は實踐的であるから貿易政策の最新の立場を陳べる、と序してゐる。⁵⁰⁾ かくて彼の體系は第一編歴史・第二編理論・第三編諸學說・第四編政策となつてゐる。

惟ふに理論は歴史から導出される。而も逆に歴史研究は理論を前提とする。理論を産む母胎・理論以前の歴史的事實は無自覺的な人間の行爲として與へられる所の單なる體驗に過ぎぬ。これはリストが「經驗」と呼び「生」^{レベ}と言ふ所のものである。それは決して我々によつて理解されたる歴史ではない。この單なる體驗から我々の反省は理論を生産する。⁵¹⁾ その理論を前提としてさきの體驗に立歸へるとき、それは歴史として理解される。かくて無自覺的實踐として與へられる生或は體驗から一方に於ては理論が、他方に於てはそれを基礎として歴史が生まれる。この對象把握の上で初めて對象に働きかけ、それを變革せんとする政策論が可能になる。とすれば、研究の順序ではなくて體系の順序から言つて、理論から出て歴史を理解し政策を論ずるといふ構造がとらるべきである。かう考へると矢張り我々はスミスの體系のリストのそれに勝れるを思ふ。それはともかくとして、つまりリストの謂ふ歴史とは單なる體驗としての素朴なる歴史的事實に過ぎないのであつて、⁵²⁾ それが理論に媒介されて理解された個性の動きとしての眞の歴史ではない。所で

che System der Politischen Ökonomie) と名付くべきか否かに迷つた。といふのは彼が過去の總ての體系を「事物の性質(自然) Natur der Dinge」から汲取つたものでなく、「歴史の教示」に矛盾するものとする限り、『自然的體系』の方が『國民的體系』より適當であるからである。然し書物をその標題だけで判斷する皮相者流が、重農主義體系の燒直しと誤解するかも知れぬといふ友人の忠告に徑つてこの目論見を打捨てたのだ、と。(a. a. O. S. 40)

彼は哲學Ⅱ理論と政策Ⅱ實踐とを歴史に於て統一するといふのであるから、抽象的な歴史觀は逆に理論と實踐とに關する考へ方の抽象性を推測せしめる。「歴史の教示」に含まれるとする「事物の性質」は市民社會に於ける無自覺的必然性たる云はゞ社會的、自然的、法的、意味するものであらうが、それを彼は總ての市民的經濟學者と同じく、外的自然法則と無差別に考へてゐる。⁵³⁾ 後者は變へ得ないが、前者は社會全體・國民總體の立場に於ては變革し得るものである。リストは、歴史を普遍性を含んだ個性としての國民史として把握することなく、それを一色に塗りつぶすが故に、それを知らない。即ち彼は世界史的考察・明確な歴史哲學を缺く。従つて彼の謂ふ歴史は國民の市民社會的發展に過ぎず、市民社會は世界史的にも國民史的にも一段階に過ぎぬとの自覺をもたない。そこに彼の立場の超え難き市民的限界があるが、それは後の問題としよう。次に、リストの所謂歴史は單なる體驗・生と混同され、而もその體驗は、人間の行爲として與へられるが故に、リストは歴史が實踐を含むと考へたのであらうが、その實踐は實は歴史にも理論にも媒介されない無自覺的實踐に過ぎない。更に根本的に考へれば、一般に歴史的認識は理論的認識に對して共に對象把握の一面に過ぎない。それは決してそれだけで政策論を可能にするものではない。それ故リストの國民經濟學は、彼が排撃これに努めた所謂「學派」^{シュール}と共通の地盤——對象把握——に立つてゐる。従つてそれは、——このことは一般に歴史學派を通じて言へることであるが——、學問論的に基礎づけられた眞の實踐學とは言ひ得ない。然らば何故實踐的生涯を生拔いたリスト

48) n. a. O. S. 281-82.

49) Lifschitz, Die historische Schule der Wirtschaftswissenschaft, S. 7-8.

50) a. a. O. S. 61.

51) 「國民の生 (Leben der Nationen) には、個人のそれに於けると同じく、イデオロギーの幻想に對してこの有力なる藥物即ち經驗と必然性がある」といふ際の經驗と必然性はこの體驗と理論のことではなければならない。(a. a.)

は學問的意識に於て眞の實踐的立場に高まり得なかつたのか。批判は彼の社會觀に溯つて、そこから始められねばならぬ。

六

リストが國民を考へる際人類を無視せず、「祖國と人類」とを國民體に於て統一し、國民主義を以て萬民主義を止揚せんとしたのは全く正しい。然し所謂人類とは白色人種に限られる。彼は熱帶諸國は正常な經濟發達を遂げ得ず、溫帶諸國に従屬せしめらるべきものとする。殊に我々に關心をもたしめるのはアジアを白人に隸屬せしめる點である。「この全ての國土と民族の混沌の中には」、とリストはアジアについて述べてゐる、「保持と復活に値し或はその可能なる國民體は唯一もない。アジア諸國民體の全部的解消は不可避にして、アジアの復活はヨーロッパの生命力の注入、キリスト教並にヨーロッパの風習と秩序の漸次的採用・移住・統治監督によつてのみ可能であるように思はれる。⁵⁴⁾」と。こゝにアジアの復活といふのもそれはアジア自身の文化發展ではなくて、アジアに於ける歐洲諸國の平等の權力の享有が問題であるに過ぎない。人類の名によるヨーロッパ人の利益の擁護！ かく世界から熱帶野蠻民族・アジア民族を除外して、何の萬民主義的理念であらうか。だが我々は人類社會をかくの如きものとして受取らう。然らば諸國民が同一の經濟發展の段階に到達する時、人類社會に、否少くとも歐洲に、果して永遠の平和が支配するであらうか。答は否定的である。ドイツがリスト的國民主義の強行によつて英國と同等の若くは

52) O. S. 54
而もその歴史的事實は多く推測的にして、嚴正に批判すれば立消えて了ふ程のものである。彼の歴史的知識は根本資料からではなくて、手近にある教科書から得られたに過ぎぬ。勿論彼が僅かのもを大いに利用し得たのは敬服に値するにしても。 Roscher, Geschichte der Nationalökonomik in Deutschland, II. Aufl. S. 977-78.

それを凌駕しきへする經濟的發展に到達した時、世界は何を経験したか。又高度の產業的發展に到達した資本主義列強の間に現在我々は何を見るか。文化の破壊と戦争の脅威。而も人は國民利益の主張を、リスト同じく、人類福祉を以て修飾することを忘れはしない。にも拘らず人類的思想の實現されないのは何故か。外なる對立は實は内なる對立原理の外への現はれである。想うてこゝに到れば、次に我々はリストの國民經濟そのものを批判しなければならぬ。

彼の謂ふ國民經濟に於ては、個人の經濟活動は原則として自由であり、その結果は私有財産として個人に許容される。リストにあつては、この自由主義經濟は國家の無爲によつてはなくてはならない。然し統制は手段に過ぎずして、自由が目標である。かう見て來ると、謂ふ所の國民經濟は眞に共同的なものではなくて市民的國民經濟である。結局彼は市民的國民經濟を招來するために國家統制を主張したに過ぎぬ。勿論それが當時のドイツに於ける歴史的使命ではあつた。そしてリストはこの使命のために一身を捧げつくした市民革命の闘士にして、イデオログであつた。⁵⁶⁾一體、市民的國民經濟はその出發點に於て、既に貧富の階級對立を前提し、その發展の途上に於てそれを擴大し固定化する。即ち市民社會は利害相反する階級對立を自らの内に含みつゝ、而もそれは一國民的統一を形作つてゐる。この統一なくして市民社會はあり得ない。それが「外的國家」と稱される所以である。この故にリストは產業資本家階級の發展のために、ドイツに於てこの統一を完成することを主張した。曰く、「我々が統治者或は被統治者

- 53) 作田博士、「國民經濟學の再建」。(法と經濟、第2卷第6號3頁) 參照。然し Lifschitz, a. a. O. S. 17 の如く、端的に List の自然法則を以て自然科學的法則と同一視すべきではない。彼が自然といふのは歴史に對する外的自然のことではないのだから。
- 54) a. a. O. S. 522-34. 又 S. 373-74 には東洋を白人の植民地としての運命に於て見てゐる。
- 55) こゝにリスト國民經濟學の一方に於ては、國家は總てを統制し得るし又し

であるにせよ、貴族或は市民の身分であるにせよ、學者或は無學者であるにせよ、兵士或は文官であるにせよ、工業者・農業者或は商人であるにせよ、國民體なくしては、而して我國民體の永續に對する保證なくして、總ての我々の努力は何の價值をもつであらうか⁵⁶⁾と。けれどもこの國民的統一は無自覺的抽象的である。即ちこの統一原理は決して階級を解消せしめるものではなくして、却つて階級支配の原理とさへなる。だから市民社會に於ける國民的統一⁵⁷⁾は階級對立の共通地盤に過ぎないとさへ言はれる。所で、かゝる對立契機をもちながら、而もその對立が外的無自覺的に統一せられてゐる如き自己矛盾的な國民體が、他との關係に入る時、國民體の含む内的對立の原理は國民體相互間の國際的對立として現はれる。母國と植民地・文明國と野蠻國・商工業國と農業國・資本主義列強相互の間、又白人と有色人種との間の對立。勿論、市民社會の萬民的傾向は世界史上曾つて見ない程の國際的接近を齎し、リストの謂ふ世界聯合の一種(國際聯盟)^{League of Nations}を成立せしめる。然し市民社會的段階に於ては、國家が階級支配の道具に用ゐらるゝ傾あるが如く、世界聯合は帝國主義的世界支配の用具に終る。要するに市民社會を前提する限り、如何に諸國民が同一の經濟發展段階に到達しても、自由貿易・永遠の世界平和は實現せられ得ないであらう⁵⁸⁾。

世界平和は國民體内部に於ける對立が克服され、内的には共同體の成員が獨立の人格として自由であり、外的には國民體相互が、自由なる獨立體として尊重し合ふ時にのみ實現されるであらう。が、この内的對立を解消せんとする立場——當時のそれはサン・シモン||フリーリエ主義の空想

なければならぬといふ重商主義との、他方に於ては國家は如何なる働きをもなし得ぬし又なすべきではない、而して個人が一切にして國家は無であるといふ學派との相違點がある。(a. a. O. S. 464-65)

56) こゝに同じくスミスに對して國民的原理を以て反對した Adam Müller と List との相違がある。Müller は市民革命に對して反動的であつた。

57) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts. § 183

的體系であつた——をリストは如何に考へるか。彼の批判はかうである。その眞なるもの・現在適用され得るものは大抵生産諸力の結合と調和の原理から説明され得る。併しそれは個人を全く社會に融合し、個人的自由並に獨立を否定する。それは將來實現されるかも知れない、然し各時代にはそれに特有の課題がある。「我々が生きてゐる時代の課題は、諸個人をその肉體的並に精神的享受に於て出来るだけ平等にするために、人類をフリーエ的共產團體(Phalanstère)に打碎くことではなくて、全ての國民體の生産力・精神的文化・政治狀態勢力を完全にし、それらの國民體をこれらの點に關して出来るだけ平等にする事によつて、世界聯合を準備する事である様に思はれる。」蓋し現在の世界狀態の下に於てかの共產團體を實現すれば、それに打碎れた國民は、後進の舊狀態に生活しつゞけてゐる諸國民によつて征服され、その全文化を國民體と共に否定されるであらうからである。⁶⁰⁾——我々も亦大體リストが考へたであらう如く、多くの國民共同體が相並んで夫々固有の文化を創造しつゝ永遠の平和の裡に生きる人類社會を理想とする。だからリストが社會主義者は人類社會のみを見て國民を見なかつたと批難するのは正しい。併しそれと共に社會主義者の階級解放の理念と努力を正當に評價することを忘れたのは謂ふ所の國民經濟を全く市民的たらしめる。かくリストは市民的國民經濟を意圖したが故に、國際的にも永遠の平和を目標として、一國民の利己主義を排斥すると宣言するものゝ、彼の思想が實現された結果から見れば、畢竟彼は人類的立場を犠牲にして國民的利己主義を代辨した新重商主義との批評を免れない。⁶¹⁾

- 58) ドイツの國民的統一は畢竟ドイツ保護制度に集中される。(S. 539)。このリストの國民主義と保護主義との必然的關係(S. 35)の故に、我々は國民主義は又この關係の採用によつてその意義を失ふかを疑ふことが出来る。又これは實際政策論に於ける萬民主義の現はれとして、「大陸制度のList 理念」を説き、英國に對する大陸諸國の同盟の必要を強調し、又米國がやが
- 59)

そして我々はそこに彼の國家主義的傾向を見るが、それは市民的國民主義の必然の結果である。

要之、リストは結局市民的國民經濟學を主張したに過ぎない。彼が自ら正しくもそれを主張しながら、而も眞に人類的・國民的立場に立ち得ないのはこの故である。だから彼の國民經濟學は具體的に萬民經濟學を止揚し得ないのである。これを方法論上から言へば、その國民經濟學の據つて立つ歴史は眞に理論を含み得ず、従つて普遍性を含んだ個性的なものではない。而もその歴史たるや實は國民の市民社會史に過ぎず、市民社會を超え、それを含む國民史・世界史ではない。そしてこれらの具體的な歴史を觀察するに必要な明確な史觀を缺いたが故に、理論に於ても、市民社會の社會法則を自然必然と觀念するのは正しいとしても、それを外的自然法則と區別して變へ得るものとは考へなかつた。そこに我々はリストの國民經濟學が市民社會自體に對して變革的實踐的でなかつた事を知る。彼は歴史は政策を止揚し、國民經濟學は實踐的であるといふけれども、謂ふ所の實踐とは實はドイツ産業革命の前夜に於て歴史的に生起したものしつゝあるものゝ保持發展に過ぎなかつた。總じて市民的立場に立つ限り、眞の國民經濟學はあり得ないのである。眞の國民經濟學は階級對立を承認して而もそれから國民大衆を解放し、以て眞の國民共同經濟を招來し、之を通じて人類的理想を完成せんとする實踐的な國民主義的立場に於てのみ可能である。而してそれは方法論上は單に歴史にではなくて、理論と歴史と並にこの統一の上に成立する政策論とを實踐的に統一する實踐學としてゝなくてはならぬ。(了)

て英國の地位を襲ふであらう、その時英國は歐洲同盟によつて米國に對抗しなければならぬと豫言してゐる。併し List の考へる如き世界聯合に於ては、市民社會を前提とする限り、永遠の平和が支配し得ざるは Hildebrand, Nationalökonomie der Gegenwart und Zukunft, I. S. 87 が、同じく市民社會の立場に於てゝはあつたが、正しくも指摘した通りである。